

民俗資料コレクションにおける文書資料の分類と問題点 —岩澤家文書を例に—

坂口 舞*

はじめに

茅ヶ崎市文化資料館(以下「当館」、「文化資料館」)は、1971年の開館以来多くのコレクションを収集してきた。コレクションは主に民俗分野と自然分野の資料から構成されている。特に民俗分野の資料は、「茅ヶ崎の記憶」を遺し伝えるための資料という方針に基づいて、古道具類や絵はがきを中心に幅広い資料を収集している。

他の歴史的史資料については、社会教育課文化財保護担当が埋蔵文化財を、文化生涯学習部文化生涯学習課内の市史編さん担当が文書や写真といった紙資料を主に担当する、といった大まかな住み分けがなされている。

市史編さん担当における資料の収集方針は、現地保存の法則に則ったものである。原則的に資料のコピーを収集し、資料の保管は各所蔵者に一任していた。しかし市域全体の高齢化が深刻である現在、所蔵者の高齢化も進行しており、資料を保管しきれなくなってきた。さらに世代交代による引継ぎの不備などの諸問題も伴い、資料が散逸するなどのケースも生じている。この状況を受けて、当館では資料収集方針を変更し、積極的に文書類を受け入れていくことに決めた。

さらに上記の理由ならびに、奇しくも閉館とともに開館50周年を迎える当館では、開設準備中の新たな博物館への引っ越し作業にともない、コレクションの受け入れ・整理方針の見直しが検討されている。そのこともあり、本年度においては、文書資料の受け入れや分類方法について、新たに方針を定める運びとなった。

既存の文書資料の状態

さて、当館の長きにわたる活動において、収集された文書類がなかったわけではない。詳しくは文末に掲載の【資料1 茅ヶ崎市文化資料館分類基準表】

をご覧ください。当館の資料分類基準には、「古文書・江戸時代の瓦版・絵図」「絵はがき」などのカテゴリーが存在しており、文書やそれに類するものの受け入れが想定されていたことは明らかである。しかし、前述の通り民俗は文化資料館、歴史は市史という住み分けがなされていたためか、当館には体系化できるほどの文書点数はない。いずれも民俗資料を受け入れした際に附属してきたもの、または市史からの移管資料としての性格が強いようである。そのためか収集方針は定まっておらず、資料カードや台帳に資料群名や来歴が記録されているものは極めて少なく、内容の特定が難しい断簡も多い。

分類方法も文書によって異なっている。内容が判読できる文書でさえ、内容に従って分類されていることもあれば、表題を単に「地方文書」とし「古文書～」の分類に入れられていることもあるのが現状である。

今後、積極的に文書資料を受け入れていくと定めた以上は、実際に研究や展示活用していくことを視野に入れ、一定の方針のもとに収集・整理していく必要がある。

本稿では、令和2年度に当館で定めた文書資料の受け入れ方針と整理方法を紹介する。また、それらの手法を実践した整理作業による資料分類の結果と浮かび上がった問題点について論じていきたい。なお、本稿で述べる方針や方法はいまだ模索中であり、今後の活動の中で継続的に検討していく課題であることを断っておく。

1. 当館における文書資料の整理方針

文書資料の受け入れ方針

文書資料の受け入れ方針は未確定だが、少なくとも今年度は以下の方針のもとに受け入れを行った。

・民俗資料と異なり、できるだけ現地で選別を行わ

ず多くの資料を受け入れる。

- ・文書資料は民俗資料や聞き取り調査結果を補完するものであることを寄贈者に伝え、積極的に文書資料の寄贈を依頼する。
- ・試験的に文書資料の整理・分類を行うために、今年度受け入れた民俗・文書資料は、既存の民俗コレクションに加え、別に扱う。

文書資料の位置付けと分類方法

さらに、文書資料を積極的に受け入れるに当たって、当館コレクションにおける文書資料の位置付けを定める必要があった。

まず、既存の民俗コレクションと混ぜるか、別に文書だけの分類を作るかという2択に迫られた。当館の分類表に「古文書～」という分類がある点から考えて、当初は民俗資料と文書資料をある程度分けて整理することを想定していた可能性が高かった。事実、聞くところによれば「古文書～」などの分類は、民俗分野のモノ資料から外れた資料を分けておき、後に本整理するなり活用するなりしやすいように設けられた分類項目であるという。

だが、同じ寄贈者から受け入れた同一資料群の中で、わざと民俗資料と文書資料を分ける方法はメリットに乏しい。むしろ、文書の内容や資料群中における性格を考慮せずに、機械的に「古文書」の分類に投げ入れるようでは、失われる情報も多い。

また、そもそも何を基準に文書とするかという疑問が生じる。

以上のような点によって、当館では、新たに受け入れた文書資料を、既存の民俗コレクションの中を含め、民俗資料として整理していくことに定めた。

また、分類も民俗資料の分類基準に準拠し、その文書が作成された目的を文字情報から読み取り、用途による分類を行うこととした。

文書資料の情報の採り方

以上のような方法で受け入れた文書資料は、速やかに必要な情報を記録して、仮整理する必要がある。また、活用のためには、適切な記録が不可欠になるが、資料整理担当者やタイミングによって記録項目

が不統一であると、必要な情報が失われてしまうことになる。そのため、資料番号を採番した後に資料カードに書き込む項目を定めた。

表題の付け方や情報の取り方は、歴史学および記録史料学の資料整理を参考にしながら、当館なりの基準を定めた。

まず、表題の付け方は以下の凡例を定めた。

- ・資料中に、文書名が明記されている場合
→記号を付けずにそのまま抜き出す。
 - ・資料中に表題にあたるものが無い場合
→資料中の語句を用いて作成し、〔 〕で括る。
 - ・判読不能、または文書本体でない場合
→前者は主に断簡、後者は括り紐や包紙・袋に該当する。()で括って記入する。
- ※引用以外の数字はアラビア数字に直す、漢字は固有名詞以外常用漢字に改める。

次に記録項目は以下の通りにした。

- ・資料群名
- ・表題
- ・年代
- ・形態（断簡、包紙、封筒などの場合のみ）
- ・状態
- ・備考

以上の記録項目は、一般的な古文書資料整理とはいくつか異なる点がある。

歴史資料として文書を扱う場合は、誰が誰に向けて作成したかが非常に重要な情報となるため、名前のみならず表記や肩書きにも注目する。また、年月日を細かくデータに書き出しておいて、文書を作成した順番や時系列、時間経過を一目瞭然にしていた方が、研究の際に使いやすい。また、横帳や状といった形態のデータは、表題と合わせて見ることで、資料を封筒から出さずに大まかな内容を知ることができるため、便利である。

しかし、当館において考える民俗資料としての文書の利用は、主に聞き取り調査内容の補完や、モノ資料としての展示と想定しており、日単位での時間の前後を重視する場面は限られる。また、差出人や宛先、形状も、特にその資料を特徴づける場合やそ

の資料群の性質に大きく関わる場合を除いて、カードに記入する項目からは除外した。決して不要な情報というわけではないが、膨大な資料を整理する中で可及的速やかに作業を行うために、カード化の際には省いても良いと考えた。

2. 新方針による資料整理の実践

整理した資料群とその特徴

前項で述べた文書資料の受け入れ・整理方針を試験的に実践したケースを報告したい。本稿では、令和2年4月に受け入れをした、十間坂の岩澤家資料を取り上げる。

岩澤家は、明治3（1870）年創業の荒物屋「大野屋商店」（以下、大野屋）を営んできたが、令和2年3月に閉店することが決まり、それを契機に当館が調査・資料の受け入れを行うこととなった。2度の資料調査および資料の受け取りと、1度の聞き取り調査にご協力いただいた。聞き取り調査によって得られた情報については、本稿では割愛する。

岩澤家資料は全122点で、その内、モノ資料が34点、一般に文書資料と言えるような紙資料が88点であるが、やはり何を文書資料とすべきかという問題は、一朝一夕で解決できない難題と実感した。先述のとおり、モノ資料と文書資料を分けることはせず、いずれの資料も、民俗資料として受け入れする。

資料群の構成は、主に大野屋関連資料と、岩澤家関連資料に大きく分かれる。大野屋関連資料の多くは、大野屋を営んでいた際に店で使用していた道具類で、店先で店主が座っていた椅子や、領収書などに押す判子、販促用の手書きの看板などがある。また、紙資料には大野屋の運営に関する資料や領収所、商品の受領書や売買に関する書簡、商工会議所関連のものがあつた。

一方、岩澤家資料は紙資料が多く、岩澤家の葬式や婚姻に関する帳簿類が多い。道具類は、三社託宣図（軸）3点を納めていた木箱の1点のみであつた。

今回は、以上のような資料に、本年度分の受け入れ資料全体を通しての仮番号（「受入番号」）と、岩澤家資料群内での通し番号（「資料群内通し番号」）の2種類の仮番号を付して分類した仮目録を作成

した。目録は文末に資料としてまとめて掲載するので、ご参照いただきたい。

新方針による資料分類の問題点

新方針によるカード化や仮目録作成時において、分類できない資料が数点あつた。そして、未分類資料となったもののほとんどが紙資料であることには注目すべきである。

岩澤家資料の場合、分類が立ち行かずに未分類資料が発生した原因を、以下の2つに大分できた。

- ①該当する分類項目が無い
- ②用途が不明

ほとんどの原因は、現行の分類に該当項目が無いことによるものであつたが、用途不明・内容判読不可によるものもあつた。以下に、文末掲載資料【資料2 岩澤家資料目録】の「資料群内通し番号」を用いて、未分類資料の一覧を詳説したい。

①該当分類項目無しによる未分類

- 14：金融・経済に関わる分類項目無し。
- 25：代位登録通知など、土地や財産にかかわる項目無し。
- 49：互助団体などの現代的な社会集団の資料を、「社会集団」の項目に分類するべきか。
- 50：サラリーを貰っている就労形態である以上、「生業」の項目に該当せず、金融・経済、または企業に関する項目も無し。
- 53：「地藏堂」の文言から信仰に分類するか、「普請」を社会集団に分類するか。
- 54：「普請」を社会集団に分類するか否か。
- 57：保険に該当する分類項目無し。
- 65：金融・経済に関する分類項目無し。
- 66：金融・経済に関する分類項目無し。
- 71：金融・経済に関する分類項目無し。
- 80：金融・経済に関する分類項目無し。
- 81：戸籍や家族制度に関する分類項目無し。
- 91：誕生日祝いに関する分類項目無し。
- 99：企業に関する分類項目無し。
- 112：企業に関する分類項目無し。

②用途不明による未分類

21：喫煙以外に用いられた可能性もあるため、用途不明につき分類不可。

63：内容を判読できず、分類不可。

67：断簡につき判読できず、分類不可。

78：用途不明および判読不能につき分類不可。

79：情報が少なく判読できず、分類不可。

84：包紙につき内容判読できず、分類不可。

90：内容が少なく判読できず、分類不可。

95：断簡につき判読できず、分類不可。

96：包紙につき内容判読できず、分類不可。

97：情報が少なく判読できず、分類不可。

104：包紙につき内容判読できず、分類不可。

105：一部文字が判読できず、分類不可。

113：情報が少なく判読できず、分類不可。

121：用途不明につき分類不可。

122：用途不明につき分類不可。

以上、同資料群における未分類資料とその理由を列挙したが、概観すると以下のような問題点が指摘できるのではないだろうか。

まず①に見える問題点は、現行の分類表が現代の民俗資料分類に一部そぐわない点であろう。原因は、分類表作成当時の収集方針と現在の収集方針の違いにある。

分類表は作成当時から数回更新されているが、大部分は変更されていない。数十年前の分類表作成当時は、民俗コレクションの収集対象を、平坦に言えば「昔の道具」に限定していたようで、特に戦前・戦中の小道具を集めようとしていたようである。

当然のことながら、昭和前期までと、戦後、そして現在とは、生活の様相が全く異なる。例えば、戦前・戦中の茅ヶ崎では自給自足による生活が一般的であり、企業に雇われてサラリーを得、衣食住に必要なものを金銭によって購入するのが主流となった現在のような生活観とは大きく異なる。

改めて未分類資料の一覧を見ると、やはり「金融・経済」「企業」に関する分類項目が無いために未分

類に落ち着いている資料が多い。

他にも、生産や生業の在り方も当時と比較して多様化しており、「交易」に分類されない仕事関係の資料として「生業」に入れようにも、その下のレベルの小分類が無いという場合もある。

このような問題は分類項目を新設したり、分類項目の区分範囲を広げたりすることで解決できると考えられるが、同時に、すでに分類されたコレクションについても分類を見直す必要が生じる。

分類表の更新には慎重になるべきであり、時間と根気が必要になるであろう。

次に②の問題点であるが、①に比べるとこちらは解決が難しい。

②の未分類資料一覧表を見ると、断簡や封筒、包紙などの、文字の少ない、または書いていない紙資料が目立つ。本来、古文書の資料整理であれば、このような時代や内容が読み取れない資料でも、形状で分類することができる。しかし、当館における資料整理の新方針においては、文書か否かをあえて区別せず、文字情報の示す内容による分類を選択したため、いわば受け皿となるような分類項目が無くなってしまったのである。こちらの問題は、今後の大きな課題となる。

おわりに

以上、当館における文書資料の受け入れにかかる新方針をまとめ、新方針によって試験的に行った資料分類作業の結果、浮上した整理方針の問題点を挙げた。

当館においては、今後積極的に受け入れていく文書資料を民俗資料コレクションの中に位置付け、さらに、民俗資料と同じく用途によって、つまり文書の場合は文字情報から読み取れる内容に従って分類することを定めた。また、資料カードの記入項目は、歴史学や記録史料学上の資料整理を参考にしつつ、民俗資料としての活用に適した形で簡素化し、暫定的な項目を定めた。

以上のような整理方法で分類したところ、紙資料を中心に、分類できない資料が生じてしまった。原因は、第一に現在の資料収集対象に含まれる年代の

生活様式と資料分類表作成当時に収集対象とした年代の生活様式の差異が挙げられる。第二には、古文書の区分の中でなら「断簡」「封筒」などの形状で分類できるはずの、情報の少ない資料が、分類項目からあぶれてしまったことによる。

どちらの原因も、問題解決には慎重になるべきであるが、今後も多くの文書資料を受け入れしていく以上、未分類資料を徒に増やさないためにも、可及

的速やかな対処が求められるのではないだろうか。

なお、資料カードの記載項目に関しては、今後展示や研究のために利用する際に問題が浮上する可能性がある。なるべく早い段階での問題発見が望ましいかと思われるが、新方針を立てて文書資料を受け入れていく必要性を見出すためにも、積極的な文書資料の活用をしていきたい。

末尾となったが、二度にわたる資料調査と、長時間にわたる聞き取り調査にご協力いただいた岩澤豊明氏・ミエ氏の御両人に、深く感謝申し上げる。

* 茅ヶ崎市文化資料館学芸専門員（民俗）

【資料1 茅ヶ崎市文化資料館分類基準表】

【001 衣】

- 001-A 服物（被り物・着物・帯・前掛け・履物）
- B 結髪・化粧用具
- C 裁縫・洗濯用具
- D その他（ハンドバッグ・キレ・財布・銭入）

【002 食】

- 002-A 食料
- B 貯蔵用具（水瓶・その他）
- C 炊事用具（鍋・釜・籠・箆）＝煮炊きする道具（鉄びん・やかん）
- D 調理・調整用具（俎板・包丁・搦り鉢・豆腐製造用具・臼・杵）
- E 保存・加工用具（梅干作り用具・漬物用具）
- F 醸造用具（味噌作り用具・醤油作り用具）
- G 嗜好品用具（酒器・煙草＝喫煙）
- H 食品
- I 飲食器（箸・碗・椀・皿・鉢・膳・盆・おひつ）
- J その他（茶道用具・料理本・その他）

【003 住】

- 003-A 屋敷（施設）
- B 住居（図面・家屋・建具・囲炉裏・かまど・鍵・錠）
- C 付属建物（釜屋・風呂場・便所・納屋・倉庫・厩舎）
- D 家具・調度品（衝立・火鉢・机・行灯・照明具・長持・ゴザ・座布団・五徳・アンカ・その他）
- E 寝具
- F 建築習俗用具（棟札・その他）
- G 防護用語（雪下ろし・その他）
- H その他

【004 生産・生業】

004-01 農業

- 01-A 耕作・播種・田植え用具（鋤・鍬・その他）
- B 管理用具（施肥・除草・害虫駆除）
- C 収穫・調整用具（稲刈鎌・千歯こき・唐箕・すり臼・俵）
- D 農耕儀礼用具
- E その他

004-02 山樵

004-03 漁撈

- 03-A 漁場関係用具
- B 漁撈用具
- C 船（櫓・櫂・船製造用具）
- D 漁具製作・修理用具
- E 漁具・漁獲物収蔵用具
- F 製造・加工用具
- G 儀礼用具
- H その他

004-04 狩猟

- 04-A 秘伝書・絵図
- B 狩猟用具
- C 処理用具
- D 儀礼用具
- E その他

004-05 養蚕

- 05-A 飼育用具（種紙・えびら・桑摘み用具・上簇用具）
- B 収穫・処理用具
- C 儀礼用具
- D その他

004-06 畜産

- 06-A 飼育用具
- B 伯樂用具
- C 儀礼用具
- D その他

004-07 染・織

- 07-A 繊維各種
- B 製糸用具
- C 機織用具
- D 染料
- E 染色用具
- F 製品
- G 儀礼用具
- H その他

004-08 手工

- 08-A 原材料・原料処理用具
- B 細工用具
- C 製品
- D その他

- 004-09 諸職
 - 09-A 組合関係用具
 - B 職人の用具
 - C 製品
 - D その他

【005 交通・運輸・通信】

- 005-A 交通・運輸施設
- B 運搬具
- C 車・舟・櫓・籠
- D 交通・旅行用具
- E 通信施設用具
- F その他

【006 交易】

- 006-A 交易施設
- B 商業用具（帳場格子・帳簿・銭箱・財布・質札）
- C （ ）
- D 鑑札・看板・広告
- E 証書・手形
- F 印章・商標
- G その他（特定の商店・その他）

【007 社会生活】

- 007-A 共同施設（火の見・その他）
- B 共有用具
- C 防災・防火・避難用具
- D 警防・刑罰
- E 家印・印判
- F 贈答・社交（ふくさ・熨斗・祝儀袋・水引）
- G その他

【008 信仰】

- 008-A 聖地・祠堂（お堂・鳥居・水屋・鈴・賽銭箱）
- B 神霊・神体・偶像（幣束・神霊軸・その他）
- C 神事・祭礼・法会（神棚・仏壇・神輿・木魚・供物容器）
- D 神札・護符
- E 奉納・祈願（絵馬・手形・足型・杓子）
- F 縁起物（熊手・破魔矢・招き猫・その他）
- G 信仰関係の服飾（山伏の衣装など）
- H 経本・経文
- I 呪い・占い（虫送り人形など）
- J その他

【009 民俗知識】

- 009-A 教育施設・用具
- B 医療・衛生施設
- C 薬品・保健用具
- D （ ）
- E 暦・時計
- F （ ）
- G 規矩・準縄・計算・計量用具（枘・物差など）
- H 記録・筆記用具（鉛筆・筆・レコーダ・写真機）
- I その他

【010 民俗芸能・娯楽・遊戯】

- 010-A 施設
- B 衣装・道具（小道具・人形）・台本・歌詞・楽譜など
- C 楽器
- D 面
- E 人形
- F ()
- G 競技用具（相撲・凧揚げ・賭博）
- H 娯楽・遊戯具・玩具（郷土玩具）
- I その他（ラジオ・蓄音機・映写機・レコード）
- J ペット飼育用具（小鳥籠・金魚鉢）

【011 人生儀礼】

- 011-A 産育施設
- B 妊娠・出産
- C 生児儀礼用具（産着・初宮詣・初節句）
- D 育児
- E 七五三・その他
- F 婚礼用具・花嫁衣裳
- G ()
- H 厄年・年祝用具
- I 葬送用具
- J 忌明け・年祭用具
- K 喪屋など
- L その他

【012 年中行事】

- 012-A 1月
- B 2月
- C 3月
- D 4月
- E 5月
- F 6月
- G 7月
- H 8月
- I 9月
- J 10月
- K 11月
- L 12月

【100 書籍・カタログ・パンフレット・雑誌・新聞】

【110 古文書・江戸時代の瓦版・絵図】

【111 高札】

【121 地図】

【122 絵地図】

【131 絵はがき】

【132 古写真・写真・ガラス乾板・フィルム】

【141 絵画・ポスタ・軸・額装（信仰の軸を除く）・カレンダー・美術拓本】

【142 工芸】

【143 刀剣・鐔】

【144 記念品・メダル・勲章】

【151 古銭】

【152 切手・はがき】

【153 地券】

- 【161 行政・会議】
- 【162 学校教育】
- 【163 教科書】
- 【164 往来物・御手本】

- 【170 軍事・戦争】
- 【171 戦争】
- 【172 生活】
- 【180 地震・災害】（主として市内に関係するもの）

- 【191 南湖院】
- 【192 別荘・松籟荘】
- 【200 人物】
- 【210 分類できないもの】
- 【220 不明】（民俗資料以外・資料の内容がわからないもの）
- 【230 産業】
- 【300 自然】
- 【500 考古】

※210～500は、現用されていない項目。

【資料2 岩澤家資料目録】

受入番号	資料群内 通し番号	品名	点数	分類	時代	備考欄
未0143	1	イス	1	3	D 現代(平成期か)	
未0144	2	柱時計	1	3	D 現代	
未0145	3	香炉を入れる箱	1	8	C 現代(昭和期か)	
未0146	4	香炉	1	8	C (現代)	
未0147	5	(線香入れ)	1	8	C (現代)	
未0148	6	障子紙販促看板	1	6	D (現代)	
未0149	7	筆筒	1	3	D 現代	
未0150	8	判子「粗品」	1	6	B (近現代)	
未0151	9	判子「贈呈」	1	6	B (近現代)	
未0152	10	ライター (CAMEL)	1	2	G (近現代)	
未0153	11	木札	1	6	B 2000年代	
未0154	12	判子「請求書」	1	6	B 不明	
未0155	13	納税袋	1	7	G (近現代)	
未0156	14	貸付信託 (収益分配型) お利益のお知らせ	1		昭和26(1951)年～	金融に関わる分類無し。
未0157	15	携帯用ルーペ	1	9	I 昭和63(1988)年	
未0158	16	一貫定葉鍾	1	9	G 昭和29(1954)年～	
未0159	17	『思い出』	1	100	(近現代)	
未0160	18	荷札	1	170	— 平成前半	
未0161	19	価格一覧表	1	100	— 近現代(1940年代か)	
未0162	20	年賀はがき販促幟	1	6	D 現代(1980年前後～)	
未0163	21	安全マッチ	1		2015～2019年	用途不明につき分類不可。
未0164	22	算盤	1	9	G (近現代)	
未0165	23	算盤	1	9	G (近現代)	
未0166	24	郵便切手類販売証明書	1	6	E (近現代)	
未0167	25	代位登録通知書	1		(現代か)	土地・金融に関わる分類無し。
未0168	26	茅ヶ崎商工会議所会費請求 書および領収書	1	6	E 昭和34(1959)年	
未0169	27	判子「領収書」	1	6	B 令和元(2019)年	
未0170	28	判子「大野屋商店」	1	6	B (近現代)	
未0171	29	判子「納品書」	1	6	B (近現代)	
未0172	30	判子「買掛支払」	1	6	B (近現代)	

31	判子「速達」	1	6	B	(近現代)	
32	判子「岩沢栄一」	1	6	B	(近現代)	
33	判子「見積書」	1	6	B	現代	
34	判子「お中元」	1	6	B	(近現代)	
35	判子「大野屋商店」	1	6	B	(近現代)	
36	領収書	6	6	E	(近現代)	
37	カゴ	1	4	08-C	令和元(2019)～ 2(2020)年	
38	(岩沢栄一)結婚式祝儀費用明細書	1	11	F	(近現代)	
39	〔七五三祝儀控帳〕	1	11	E	昭和26(1951)年	
40	岩澤豊明誕生祝(控帳)	1	11	B	(昭和33(1958)年か)	
41	岩澤直美祝儀帖	1	11	B	昭和30(1955)年	
42	御結婚披露宴御席	1	11	F	昭和27(1952)年	
43	御会葬簿者芳名録	1	11	I	昭和53(1978)年	
44	(岩澤アイ)御香典帳 No.1	1	11	I	平成7(1995)年	
45	(岩澤アイ)御香典帳 No.2	1	11	I	昭和49(1974)年	
46	〔直美・豊明節句祝儀控帳〕	1	11	E	昭和49(1974)年	
47	豊次郎・千代・武雄・古川法要録	1	11	I	昭和38(1963)年	
48	(梅田小)創立五周年記念誌	1	162	—	昭和31(1956)年	
49	茅ヶ崎てをつなく親の会20周年記念文集	1			昭和39(1964)年	該当分類無し、社会生活か?
50	〔日航工業給与明細一式〕	1			昭和53(1978)年	企業、経済など該当分類無し。
51	普請諸品仕払帳	1	6	B	昭和15(1940)～ 17(1942)年	
52	忌中諸事控帳	1	11	I	昭和3(1928)年	
53	地藏尊堂建築寄附御芳帳	1			明治35(1902)年	社会集団か、信仰か。
54	普請祝儀受納帳	1			昭和31(1956)年	社会集団か。
55	備忘録明細	1	11	F	昭和3(1928)年	
56	〔陸軍恤兵部寄附金額取証一式〕	3	170	—	大正10(1921)年	社会集団か?
57	(封筒)	1			明治37(1904)年	豊次郎へ、株式組織日本共済より。 保険関係の分類無し。
58	(封筒)	1	6	B	(明治期か)	アイへ、専売事業協会より。
59	〔近況うかがいはがき〕	1	6	B	(昭和期か)	
60	〔近況うかがいはがき〕	1	6	B	大正10(1921)年	
61	〔受納品諸費用通知願〕	1	6	B	大正10(1921)年	
62	〔独立につき挨拶状〕	1	6	B	大正10(1921)年	
63	〔池田トメ子より書簡〕	1			大正8(1919)年	判読できず。
64	恤兵金受領書	1	170	—	大正10(1921)年	あるいは社会生活か?
65	貯金登記済通知書	1			明治37(1904)年	金融に関わる分類無し。
66	小為替金受領証書	1			明治38(1905)年	金融に関わる分類無し。
67	(封筒)	1			明治37(1904)年	封筒の断簡。
68	〔物品納入につき書簡〕	1	6	B	明治末期～昭和前期	
69	〔諸費用納入覚書〕	1	6	B	明治末期～昭和前期	
70	〔結納受書〕	1	11	F	近現代	
71	宝珠組第一期決算報告	1			大正10(1921)年	企業とか金融・経済に関わる分類無し。
72	受納祝儀控帳	1	11	F	大正9(1920)年	
73	〔岩澤武雄慶事につき祝詞〕	1	11	F	大正10(1921)年	
74	愛子結婚式祝儀控帳	1	11	F	明治27(1894)年	
75	〔結納につき祝儀目録〕	1	11	F	大正10(1921)年	岩澤アイから村上直吉へ。
76	〔荷物目録〕	1	11	F	大正10(1921)年	大正10、嫁入道具の持参リスト。
77	〔物品納入台帳〕	1	6	B	近現代	
78	〔包紙か〕	1			不明	用途不明につき分類不可。
79	〔書簡〕	1			(明治末期～大正期)	尾岡から豊次郎へ、一見下書きだが印がある。

80	借入金証書	1			明治31(1898)年	金融・経済に関わる分類無し。
81	除籍抄本	1			大正10(1921)年	戸籍・家族に関する分類無し。
82	〔参列者名簿〕	1	11	I	(近代)	
83	香典芳名簿	1	11	I	大正12(1923)年	
84	〔包紙〕	1			(近現代か)	用途不明につき分類不可。
85	仮送り券	1	6	B	大正10(1921)年	大野屋から池田商店へ漆器を送る。
86	請求書	1	6	E	(1894~1907年)	
87	婚礼諸費用明細	1	11	F	大正10(1921)年	
88	〔新築請負金〕	1	8	A	近現代	村社御世話人宛て、従って信仰に入れた。
89	仮領収書	1	6	E	明治39(1906)	
90	〔覚書〕	1			(近現代か)	
91	愛子誕生祝記録	1	11		明治28(1895)年	誕生日という概念は比較的現代のものであるため、該当分類が無い。辞書に依れば明治時代以降。
92	香典記憶帳	1	11	F	明治35(1902)年	
93	香典芳名簿	1	11	F	大正12(1923)年	
94	忌中諸事控簿	1	11	F	明治18(1885)年	
95	〔断簡〕	1			(近代か)	内容不明。
96	〔包紙〕	1			(近現代か)	用途不明につき分類不可。
97	〔覚書〕	1			(近現代か)	金額、人名。社会生活集団や祝儀なのか、帳簿なのか判断できないので、未分類。
98	〔取引船 覚書〕	1	6	B	(近現代か)	
99	〔中央共済合資社名変更につき通知〕	1			近現代	企業に関する分類無し。
100	〔結納返しにつき祝儀目録〕	1	11	F	明治27(1894)年	
101	〔結納につき祝儀目録〕	1	11	F	明治27(1894)年	
102	〔年忌法要控帳〕	1	11	I	(近現代か)	
103	仮送り券	1	6	E	大正10(1921)年	
104	包紙	1			(近現代)	用途不明につき分類不可。
105	〔大六天神社 神明社御料口書類入〕	1	8		明治35(1892)年	口は「馬」か。「御料馬」関連史料かその他講運堂史料か、どちらにせよ分類項目無し。
106	行李	1	4	08-C	(近現代か)	
107	平ザル	1	4	08-C	(現代か)	
108	護符	1	8	D	近世	
109	人名勘定 第四号	1	6	B	大正期	帳簿。
110	仕訳日誌帳 第一号	1	6	B	大正2(1913)年~8(1919)年	帳簿。
111	県民共済のご案内	1	4	9-A	現代	茅ヶ崎商工会議所より福利制度の案内。組合関係か。
112	〔事業所得申請書〕	1			(明治後半~大正期か)	企業に関する分類無し。
113	〔請願書下書き〕	1			(現代か)	内容不明。番号や数字と人名、地図が書かれている。
114	高等科用普通読本一編下	1	163	—	(明治期か)	9-A教育施設と162学校教育、163教科書が分かれているのは見直しが必要。
115	商品明細 弐号	1	6	B	大正10(1921)~大正11(1922)年	帳簿。
116	〔不足金請求書〕	1	6	E	大正期	
117	三社託宣図	1	8	B	(現代か)	
118	三社託宣図	1	8	B	(現代か)	
119	三社託宣	1	8	B	(現代か)	
120	木箱(神体入れ)	1	8	B	(現代か)	附属品は何を基準に分類するか。
121	木箱	1			(近現代か)	用途不明につき分類不可。
122	木箱(切手入れ)	1			(現代か)	「切手入れ」と記録あるが、実際は空箱。

※表は筆者作成。

※網掛けの欄が未分類の箇所。